

愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項

大口町では、大口町立中保育園（以下「中保育園」という。）について、その設置運営を適正かつ円滑に行い、入所園児及び地域の乳幼児並びにその保護者の福祉の増進を図り、公立保育園と協調し町全体の保育の質の向上に寄与していただける社会福祉法人または学校法人に移管することといたしました。

中保育園の設置運営を移管する社会福祉法人または学校法人（以下「移管先法人」という。）は、下記の公募条件に基づき提案方式により決定いたします。

記

1 民営化の目的

大口町では現在4園を公設公営で充実した保育を実施していますが、民間活力の導入による「保育メニューの拡大」「保育サービスの選択肢の拡大」を図ることで、更なる「保育の質」の向上を目指すべく、中保育園を民営化するものです。

よって、移管先法人には、大口町の保育方針を共有し、子どもたちのよりよい成長のために、保護者の意向を十分に配慮したうえで相互の意思疎通に努め、円滑な移行を行っていただきます。

さらに、移管後も安定的・継続的な運営を行い、園児・保護者・地域等との信頼関係の維持・向上に努めていただきます。

【大口町の保育方針】

- ※ 子どもが自ら興味や関心を持って環境に関わることを通して、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい、年齢なりの心情、意欲、態度を養えるようにする
- ※ 保護者とのよりよい関係のもと、子どもの健やかな育ちを支えていく

2 移管対象保育園（大口町立中保育園）の概要

- ・所在地・・・大口町大字小口字山中28番地
- ・受入年齢・・・1歳児から5歳児
- ・保育時間・・・午前7時30分から午後7時
- ・定員・・・170名
- ・園児数・・・155名（平成24年9月1日現在）
- ・土地面積・・・3,100.31㎡
- ・建物構造・・・鉄筋コンクリート造一部2階建
- ・建物面積・・・1,188.58㎡（延床面積）
- ・建築年度・・・平成3年度

- ・駐 車 場・・・概ね50台
(隣接する小口城址公園駐車場供用)
- ・保育士数・・・正規 8名
臨時10名
調理員(嘱託)1名 臨時調理員2名
- ・過去3年の入園状況(毎年4月1日時点)

(単位:人)

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
H24	13	11	42	47	39	152
H23	6	15	45	39	40	145
H22	8	14	42	40	44	148

3 財産移管の方法・条件

(1) 土地

- (ア) 10年間の無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に期間更新または譲渡について町と協議するものとします。
- (イ) 貸付を受けた土地については、保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- (ウ) 次の場合は、契約を解除します。
 - a 保育所以外の用途に供したとき。
 - b 本町の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき。
 - c 土地を転貸したとき。
 - d 本町の承諾を得ずに土地上の建物の増改築を行ったり、工作物を設置したとき。
 - e 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。
- (エ) 上記(ウ)により契約を解除した場合は、土地の返還の際、移管先法人の責により原状に戻すこととします。

(2) 建物

- (ア) 5年間の無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に期間更新または譲渡について町と協議するものとします。
- (イ) 貸付を受けた建物については、保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- (ウ) 次の場合は、契約を解除します。
 - a 保育所以外の用途に供したとき。
 - b 建物を転貸したとき。
 - c 本町の承諾を得ずに建物の増改築を行ったり、工作物を設置した

とき。

d 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。

(3) 備品及び消耗品

(ア) 無償譲渡とします。ただし、移管後最低1年は引き続き使用していただきます。ただし、劣化の著しいものは除きます。

(4) 電話債権

(ア) 有償譲渡とします。(同一電話番号を引き継ぐこととします。)

4 移管年月日

平成26年4月1日

5 応募者の資格要件

(1) 東海3県(愛知県・岐阜県・三重県)において、5年以上にわたり保育園事業運営または幼稚園事業運営の実績がある社会福祉法人または学校法人とします。

6 移管後の保育園運営に関する条件

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及び保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)を遵守すること。
- (2) 法人の理事長は、児童福祉及び保育行政に対し熱意と見識を有する者であること。
- (3) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律178号)に定める祝日、12月29日から翌年1月3日までの間以外は休園しないこと。大口町では、土曜日保育は中保育園1園で集約して実施しているため、移管後においても、公立3園の在園児で土曜日保育を希望する園児を受入れること。なお、土曜日保育の通常保育時間は午前8時30分から午後4時30分、早朝保育時間は午前7時30分から午前8時30分、延長保育時間は午後4時30分から午後5時30分とする。
- (4) 園長は概ね20年の保育経験を有する者とし、かつ、園長又は主任保育士相当の経験を有する者を専任(常勤)で配置すること。ただし、幼稚園での経験年数を算入することができる。
- (5) 一定以上の保育実務経験がある保育士を多数有すること。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準以上の職員配置をすること。
- (6) 保育士の配置については、年齢的バランスを考慮すること。
- (7) 受入年齢は1歳児から5歳児とし、保育時間は午前7時30分から午後

- 7時とする。
- (8) 特別保育として、一時預かり事業を実施すること。
 - (9) 統合保育は主として公立が担うこととするが、入園希望があれば受入れること。また、療育については公立保育園や行政機関と連携を密にして積極的に取り組むこと。
 - (10) 保育業務だけではなく、地域の子育て支援の拠点としての役割を積極的に果たすこと。最低、現在実施している「園庭開放」に準じた行事を実施すること。
 - (11) 公立保育園とはお互いの個性を尊重しながらも、連携を密にして大口町の子どもたちの健全育成やその保護者支援を共に行っていくこと。
 - (12) 給食については自園調理方式とし、食数に応じて必要な調理員を配置すること。また、移管後1年間は町が作成する献立表に従って提供すること。その後、町の献立に従って提供している期間については、町の管理栄養士を派遣する。
独自の献立による給食を実施する場合においては、栄養士以上を置いて【児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について】を遵守し、園児の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。なお、その人件費は必要の範囲内で町単独補助金にて措置する。
 - (13) 【「第2次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について】に基づいて食育に取り組むこと。
 - (14) 延長保育料、教材費等などの実費負担以外の負担（寄付金等）を保護者に求めないこと。（公立保育園と同じにすること。）ただし、独自の保育サービス提供の対価として必要と判断した場合は、必ず事前に保護者の了解を得てから実施すること。その場合でも負担額については、社会通念上、高額とならないよう配慮すること。
なお、主食代については大口町の単独施策で無料となっているので、徴収しないこととし、その経費は町単独補助金にて措置する。
 - (15) 移管後1年間は、移管前の年間行事を継承すること。ただし、引継期間以降において町・移管先法人・保護者の間において協議がなされ、認められたものは変更可能とする。
 - (16) 苦情解決の仕組みとして、第三者委員会を設置すること。
 - (17) 園服や帽子、通園カバン等の取扱いについては、引継期間以降において町・移管先法人・保護者の間において協議する。協議の結果、変更する場合、在園児（公立保育園からの転園者を含む）は従来のもを使用することを容認すること。

- (18) 健康診断・歯科健診・蟻虫検査・検尿・フッ化物洗口は、公立保育園に準じた形で実施すること。
- (19) 公立保育園の保育士等との合同研修に参加すること。
- (20) 安全管理及び衛生管理については、町が提供するマニュアルを参考にその確保に努めること。
- (21) 一般的なイベント（クリスマス、ひなまつり等）を除き、宗教的な行事その他の活動は行わないこと。ただし、引継期間以降において町・移管法人・保護者の間において協議がなされ認められたものの実施については差し支えないものとする。
- (22) 保護者への情報提供を積極的に行うとともに、保護者との懇談を適宜開催することで保護者の意向を把握し、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。また、毎月「園だより」を発行すること。
- (23) 平成25年4月から平成26年3月までの1年間を引継期間とし、移管先法人は、平成25年4月から、移管後に正規保育士として保育を行う保育士4名（園長級1名を含む）以上と調理員資格を持つ調理員1名を配置し、10月以降はさらに保育士1名以上を配置すること。なお、雇用形態については大口町と移管先法人との間で協議し、そのうち人件費については移管先法人の職員が不利にならないよう、双方協議調整し大口町が負担する。また、勤務形態は大口町の勤務形態に準ずるものとする。
- (24) 施設の修繕や備品・消耗品購入に関する経費は法人負担とする。ただし、1件130万円を超える修繕または1件80万円を超える備品購入の場合は、その費用負担について町と協議する。
- (25) 移管先法人決定後1ヶ月以内に、中保育園在園児・入園予定児の保護者を中心に大口町民を対象とした事業説明会を開催すること。
- (26) 移管先法人決定後、大口町民が既設の保育所あるいは幼稚園の見学を希望される場合は、積極的に対応すること。

7 選定委員会の設置

移管先法人を決定するにあたり、町は「大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会」を設置し審査を行います。なお、選定の過程において、既設の保育所或いは幼稚園を視察させていただきます。また、応募提案書類に疑義があるときは、審査前に担当部課が事前調査を行うことがあります。

8 移管先法人決定までのスケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 平成24年10月16日(火)から
平成24年10月31日(水)まで |
| (2) 現地説明会 | 平成24年11月 2日(金) |
| (3) 募集要項等に関する質疑 | 平成24年11月 5日(月) |
| (4) 質疑に関する回答 | 平成24年11月 9日(金) |
| (5) 申込受付期間 | 平成24年11月12日(月)から
平成24年11月16日(金)まで |
| (6) 1次選考(書類選考) | 平成24年11月20日(火) |
| (7) 2次選考【プレゼンテーション方式】 | 平成24年11月24日(土)
平成24年12月 2日(日) |
| (8) 2次選考通過者に対する現地訪問 | 平成24年12月 5日(水)
平成24年12月10日(月) |
| (9) 最終選考 | 平成24年12月15日(土) |

*第2次選考のプレゼンテーションは公開とします。

*現地訪問の際、意見交換をしたいと思いますので、場所の確保をお願いします。

*2次選考以降の日程については、申込法人数により、変更する可能性がありますので、予めご承知おき願います。

9 募集要項等の配布

- | | |
|----------|---|
| (1) 配布期間 | 平成24年10月16日(火)から平成24年10月31日(水)までの土・日曜日を除く日 |
| (2) 配布時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| (3) 配布場所 | 大口町健康福祉部福祉こども課(大口町健康文化センター1階) |
| (4) その他 | (1)から(3)で定める配布等のほか、本町ホームページからダウンロードすることができます。 |

10 大口町立中保育園視察及び説明会

大口町立中保育園については、平成24年11月2日(金)午後1時30分から現地において施設見学及び説明会を実施します。なお、申込をされる法人は、必ず出席していただきますようお願いいたします。

参加を希望される法人は、平成24年10月31日(水)までに大口町健康福祉部福祉こども課までファックスまたはメールにて参加申込をお願いします。

1 1 募集要項等に関する質疑及び回答

(1) 質疑の受付

- ① 期 日 平成24年11月5日(月)
- ② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提出場所 大口町健康福祉部福祉こども課
- ④ 提出方法 所定の様式により、提出場所へファックスまたはメールまたは持参

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、平成24年11月9日(金)までにファックス、またはメールにより、全応募者宛に回答します。

1 2 応募書類の提出

- (1) 期 間 平成24年11月12日(月)から
平成24年11月16日(金)まで
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出場所 大口町健康福祉部福祉こども課
- (4) 提出方法 持参または郵送(書留郵便で期間内に必着のこと)
- (5) 提出内容 募集要項に定める応募書類一式
- (6) 提出部数 各15部(正本1部、副本(写し)14部)
- (7) 返 却 応募書類は返却いたしません。
- (8) そ の 他 応募法人名については、町ホームページにて公開します。

1 3 問い合わせ先

〒480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

大口町 健康福祉部 福祉こども課 保育所グループ 担当：稲垣

電話：0587-94-1222 FAX：0587-94-0052

メール：fukusikodomo@town.oguchi.lg.jp

*事務的な確認事項については電話でも対応しますが、募集要項の内容に関する疑義については電話では対応しかねますので、11月5日(月)の質疑にてお尋ねください。